



核兵器廃絶、憲法9条守る 市民のいのちと暮らし、平和守る年に

甲賀市議員団揃って新春宣伝

日本共産党甲賀市議員団は仕事始めの4日早朝、市役所前で訴えとともに、午後から3人揃って市内をまわり「憲法9条守ろう」「市民のいのちと暮らしを守ろう」と街頭から訴えました。

12月甲賀市議会では、公立甲賀病院の運営形態を現在の一部事務組合の運営形態から地方独立行政法人に移行するための規約改正が議案として出され、賛成多数で可決されました。日本共産党は山岡光広議員が次のような反対討論を行いました。組合議会での小西議員の討論は裏面に。

本議案は、公立甲賀病院の経営形態を地方独立行政法人に移行するための規約改正であり一部事務組合を構成する甲賀市として議決を必要とするものです。

昭和14年産業組合病院として設立・開院され、昭和56年には現在の公立甲賀病院に名称変更されましたが、開院以来75年間、甲賀医療圏域の中核病院として大きな役割を担ってきました。病院の頭に公立と名がついているように、甲賀市と湖南市を母体に、滋賀県内では唯一の一部事務組合による公立病院です。病院のホームページで清水院長が「地域とともに歩んできた病院」と位置づけられているように、昭和63年には、全国自治体病院協議会から優良病院として表彰もされています。

自治体病院の役割は、その倫理綱領にも示されているように「自治体の医療・保健・福祉行政の中心的役割」「国の行政責任の補完・地域医療確保の役割」「研修・教育機関としての役割」「広域的医療提供の役割」「地域の中核的医療」「高度・先駆的医療」「政策・行政的医療」「特殊医療センター」「不採算医療」などにあります。

提案説明では、公立病院としての機能を維持し、より良い病院となるための経営形態の見直しであることを強調されませんが、公的医療機関の役割が地方独立行政法人移行によって損なわれるのではないか、その

懸念はぬぐえませぬ。

確かに、地方独立行政法人法第二条で「住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施されることが

経営の自由度・効率化を追求…どうなる行末



「地方独立行政法人は、地方公共団体が必ずしも行う必要がない事業を効率的かつ効果的に行わせることを目的として設置しています」と記され、事実そのような説明がされました。ここに懸念する最大のポイントがあります。

経営の自由度が高まり、迅速な対応が可能になり、医師確保も容易になるかもしれませんが、しかしそれ以上に効率的・効果的経営を優先させるならば、不採算となる診療科及び事業が縮小される可能性もあります。職員の処遇についても、一定の期間、現行条件を引き継ぐ、と説明されましたが、それは一定の機関であり、法に示されているように、職員は、非公務員となり、職員定数や給与・退職金などの処遇については、法人が独自基準で対応する、となっているだけに現行の基準が永続的に保障されるものではありません。

設置団体の長が「中期目標」を決めるので公共性は担保されるとの説明でしたが、日常的には法人が業務運営の主体を担い、人事や予算執行にあたっては法人独自の意思決定が反映される仕組みとなっており、会計上も、現行の単年度予算主義とは異なりますので、組合議会もこの中期目標に対する議決はあっても、予算に関する議決はありません。

この間の説明の中で、公立病院としての役割は変わらない、と市民にとっても影響がない、と

強調されますが、だったら、いままな経営形態を変える必要があるのか、となります。その背景に、政府が進める公立病院改革ガイドラインがあることは明白です。このガイドラインが全国の公立病院の経営形態見直しに拍車をかけています。

地方独立行政法人に移行した病院の経営はどうなったか。そのあり様はさまざまですが、全国独立行政法人病院協議会の資料では「メリットが期待通りではなかった」が2割、「デメリットがあった」が6割という結果があり、デメリットの一番は「業務量の増大で忙しくなった」「移行準備に費用がかさみすぎた」などのアンケート結果も出ています。

そういう意味では、慎重な対応をするべきです。独法化移行については、未来創造委員会が示した答申を受けて、この間、甲賀病院組合議会でも議論されてきましたが、結論を出したということではありません。方向性を確認したという点では、29年度予算で独法化にむけてコンサル委託料が可決されたこと、という説明でした。ましてや甲賀市議会では、改選後の新議員を対象に一時足らずの勉強会が開かれただけで、今回の規約の一部改正が議案としてだされてきました。

甲賀保健医療圏域のなかで重要な役割を担っている病院だけに、今後のあり方については、多くの市民が注目を集めています。それだけに、もっと多面的な検証を行う時間の確保も必要です。

以上、問題点を指摘して、反対討論とします。

日本共産党

甲賀市議員団ニュース

2018年 1月 14日 第198号



山岡 光広
甲南町森尻 16
TEL 86-2985
Fax 86-0415



小西喜代次
信楽町勅旨 456
TEL 83-0765
Fax 83-0765



岡田重美
土山町南土山甲 78-15
TEL 66-0696
Fax 66-0696

経営の自由度・効率化が優先されれば 不採算医療など公的医療機関としての 役割が損なわれるのではないか

組合議会で定款など可決

12月26日開かれた公立甲賀病院組合議会では、地方独立行政法人移行に向けて、甲賀病院定款の一部改定議案及び新たに設置する評価委員会の設置に関する条例制定などが議論されました。このなかで、日本共産党の小西喜代次議員が次のような反対討論を行いました。採決では、10名の議員中議長を除く7名が賛成。反対したのは、日本共産党の小西議員と無党派の田中喜克議員だけでした。

今回の議案は公立甲賀病院の経営形態を独立行政法人に移行するための定款の制定です。

最初に、全国の公立病院をめぐる動きについて述べます。

政府の低医療費政策のもとで出された総務省の2007年の公立病院の改革ガイドライン、2015年、新公立病院改革ガイドライン以後、公立病院の統廃合、経営形態の見直し、そして民間への売却が急速に広がっています。総務省の新改革ガイドラインの中心的内容は、一つは経営効率化、二つ目は再編ネットワーク、三つ目は経営形態の見直しです。こうした流れの中で、2015

地方独立行政法人に移行すれば 議会の関与は少なくなります

運営形態が地方独立行政法人に移行すれば、独法化後は議会の関与が現状より少なくなります。予算議決はなくなり、9月の事業報告のみとなります。

職員は「非公務員型」に

職員は「非公務員」となります。「処遇に大きな変化はない」と説明しますが、独法化移行後の基本は「法人が決める」となっているために職員の処遇が必ずしも引き継がれるものではありません。

「地方独立行政法人法」とは…

(目的)

第一条 この法律は、地方独立行政法人の運営その他制度の基本となる事項を定め、地方独立行政法人制度の確立並びに地方独立行政法人が公共上の見地から行う事務及び事業の確実な実施を図り、もって住民の生活の安定並びに地域社会及び地域経済の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「地方独立行政法人」とは、住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共性が見地からその地域において確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、地方公共団体が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には、必ずしも実施されない恐れがあるものと地方公共団体が認めるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律の定めるところにより地方公共団体が設立する法人をいう。

を述べます。
第一に独立行政法人化について
市民、議会への説明が極めて不十分なまま進行しているということ
です。

今日、市民にも、議会にも十分な説明がない中で進められていることに多くの市民の方から不安の声が広がっています。今、改めて公的医療と自治体病院の役割を考えることが必要です。

全国自治体病院協議会の自治体病院の倫理綱領の中でも、その使命を強調しているところ。自治体病院の役割である公的医療の提供には、自治体の医療・保健・福祉行政の中心的役割、国の行政責任の補完、地域医療の確保の役割、研修・教育機関としての役割、公益的医療提供の役割、地域の中心的医療、高度先駆的医療、政策不採算医療などにあります。

こうした役割を担ってきた市民の財産である公立甲賀病院の法人化について、これまで、両市議会では「勉強会」が一度開催されたのみで、市民には広報誌での説明程度で、十分な説明と議論が行われていません。独立行政法人化ありきでなく、広く市民、議会での説明と議論が必要で、

第二に、公立病院としての役割が維持できるのかどうかという懸念です。市議会の勉強会の資料では、「地方独立行政法人は、地方公共団体が必ずしも行う必要がない事業を効率的かつ効果的に行わせることを目的として設置しています」とあります。このことからして、独立行政法人化そのものに対しての多面的で十分な検証が必要で、今日の自治体病院経営を困

難にしている根本的な原因は、政府の低医療費政策のもとでのたび重なる診療報酬の引き下げ、格差・貧困が広がる中での窓口負担増とそれに伴う受診抑制、地方交付税減額のしわ寄せ、医療政策の失政による医師不足問題などがあるというの根本問題です。

「現行制度より、経営の自由度が高く、責任体制が明確である」とされているが、一方問題点として、経営効率を最優先し、自治体の公的責任を失われ、医療サービスの低下、縮小・廃止につながる、議会の関与ができなくなり住民のチェック機能がなくなる、病院職員の身分や労働条件の変更も一方的におこなえるなどがあげられます。これらについて移行後の保障が担保されていません。

全国独立行政法人病院協議会の資料では、「メリットが期待通りでなかった」が2割、「デメリットがあった」が6割という結果が示されています。これらの問題点、課題は全国の様々な実例からも明らかになっており、これらひとつひとつに十分は検討と関係者での時間をかけた議論と検証が求められます。

第三に、先ほどの議案質疑でも明らかになりましたが、理事長、監事は管理者が任命することになっており、管理者に権限が集中することになります。このことは議会、ひいては市民の関与が極めて限定されることでチェック機能が大きく後退することです。

公立甲賀病院の役割、市民の期待は大きいとは言ってもありません。だからこそ時間をかけて多面的な検討を行うことを指摘して反対討論とします。